納税準備預金規定

1.（預金の目的、預け入れ）

この預金は、国税または地方税（以下「租税」という。）納付の準備のためのもので、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預け入れができます。

2.（証券類の受け入れ）

(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取り立てのできるもの（以下「証券類」という。）を受け入れます。

(2) 手形要件（特に振出日、受取人）、小切手要件（特に振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。

(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。

(4) 手形、小切手を受け入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。

(5) 証券類の取り立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3.（振込金の受け入れ）

(1) この預金口座には、為替による振込金を受け入れます。

(2) この預金口座への振り込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。

4.（受入証券類の決済、不渡り）

(1) 証券類は、受入店で取り立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受け入れた証券類の金額にかかる預金の払い戻しはできません。その払い戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。

(2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届け出の住所宛に発信するとともに、その金額を納税準備預金元帳から引き落とし、その証券類は受入店で返却します。

(3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続きをします。

5.（預金の払い戻し）

(1) この預金は、預金者（または同居の親族）の租税納付に充てる場合に限り払い戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当金庫がやむを得ないと認めたときは租税納付以外の目的でも払い戻しができます。

(2) この預金を払い戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出するか、その他当金庫所定の手続きをしてください。

(3) 前項の払い戻しの手続に加え、当該預金の払い戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払い戻しを行いません。

(4) 租税納付のためにこの預金を払い戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続きをします。

(5) この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。なお、同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

6.（利息）

(1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受け入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000 円以上について付利単位を 100 円として、毎年 2 月と 8 月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の納税準備預金利率によって計算のうえこの預金に組み入れます。

(2) 租税納付以外の目的でこの預金を払い戻した場合、および第 14 条第 3 項の規定によりこの預金を解約した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、納税準備預金利率を

2026 年 7 月 1 日現在

適用することなく､その全額につき店頭に表示する毎日の普通預金利率によって計算します。
(3) 前 2 項の利率は金融情勢の変化により変更することがあります。
(4) この利息には第 2 項の場合を除き所得税はかかりません。

7.（納税貯蓄組合法による特例）

この預金が納税貯蓄組合法に基づき結成された組合の組合員が行う納税準備預金（以下「納税貯蓄組合預金」という。）である場合は、預金の払い戻しおよび利息につき次のとおり取り扱います。

① 納税貯蓄組合預金は第 5 条第 1 項にかかわらず租税納付以外の目的でも払い戻しができます。

② 租税納付以外の目的で払い戻した場合、その払い戻し日が属する利息計算期間中の利息は、第 6 条第 2 項と同様に普通預金利率によって計算しますが、その払い戻し額の合計額が当該利息期間中において納税貯蓄組合法に定める一定金額以下の場合は、所得税はかかりません。

8.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

通帳を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

9.（成年後見人の届け出）

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届け出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前 2 項と同様に、直ちに書面によって届け出てください。

(4) 前 3 項の届出事項に取り消しまたは変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届け出てください。

(5) 前 4 項の届け出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

10.（印鑑照合等）

(1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 前項に定める押印は、当金庫が認めたときには、本人の署名によってこれに替えることができます。この場合、本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による申し出に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、払戻請求書以外の諸届その他の書類についても同様の取り扱いとします。

(3) 届出の印鑑（および署名）は電磁的記録化し、それら電磁的記録化されたものとの照合であっても、第 1 項と同様の取り扱いとします。

(4) 預金者（個人のお客さまに限ります。）は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払い戻しの額に相当する金額について、第 17 条により補てんを請求することができます。

11.（譲渡、質入れの禁止）

(1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

12.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第 14 条第 3 項第 1 号から第 3 号までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、これらの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

13.（取引の制限等）

(1)　当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。

(2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住する預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法によって当金庫に届け出てください。この場合において、届け出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。

(3)　第 1 項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。

(4)　前 3 項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

14.（解約等）

(1) この預金を解約する場合には、通帳および届け出の印章を持参のうえ、当店に申し出てください。

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①　この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②　この預金の預金者が第 11 条第 1 項に違反した場合

③　この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④　この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると認められる場合

(3) 前項のほか、次の各号に一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切であると判断する場合には、当金庫はこの取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

①　預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②　預金者が、次のいずれかに該当したことが判明ないしはその疑いが生じた場合

ア．暴力団

イ．暴力団員

ウ．暴力団準構成員

エ．暴力団関係企業

オ．総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

カ．その他本号アからオに準ずる者

③　預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為があったと認められる場合

ア．暴力的な要求行為

イ．法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ．当金庫との取引またはこれに付随する他取引に関して、脅迫的な言動、大声をあげる

等の示威行為、または暴力を用いる行為
エ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
オ．その他本号アからエに準ずる行為
カ．当金庫の顧客に対する本号アからオまでに相当する顕著な行為

(4) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し､またはこの預金口座を解約することができるものとします｡また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(5) 前 3 項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

15.（通知等）

届け出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

16.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

(1) この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。

(2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとします。通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに通知と同時に当金庫に提出してください。

② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。

③ 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④ 第 2 号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4) 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 相殺する場合において借入金等の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17.（盗難通帳による払い戻し等）

(1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払い戻し（以下、本条において「当該払い戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者（個人のお客さまに限ります。以下、本条において同じ。）は当金庫に対して当該払い戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当金庫の通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払い戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」という。）を第 10 条第 1 項および第 2 項にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除きます。）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前 2 項の規定は、第 1 項にかかる当金庫への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払い戻しが最初に行われた日）から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

① 当該払い戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
ア．当該払い戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
イ．預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
ウ．預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当金庫が当該預金について預金者に払い戻しを行っている場合には、この払い戻しを行った額の限度において、第 1 項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が当該払い戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当金庫が第 2 項の規定に基づき補てんを行った場合、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7) 当金庫が第 2 項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払い戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

18.（未利用口座および未利用口座管理手数料）

(1) 未利用口座の範囲

① 預け入れまたは払い戻し等による口座残高の異動（当該預金利息の元本への組入れ、未利用口座管理手数料の引き落としを除く。以下、本条において同じ。）が 2 年以上ない口座を未利用口座として取り扱います。
② 前号の口座のうち、通帳および届け出の印章等の喪失等により利用を停止している口座も未利用口座として取り扱います。

(2) 未利用口座管理手数料

① 口座が未利用口座に該当する場合は、第 2 号から第 7 号までの要領で当金庫所定の未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。

② 未利用口座となった場合、届け出の氏名、住所あてに未利用口座に関する通知を発信します。
③ 前号の通知を発信してもなお、通知に記載された期限までに預け入れまたは払い戻し等による口座残高の異動がない場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。
④ 前号の未利用口座管理手数料は、払戻請求書等によらず当該口座から引き落とすことができるものとし、引き落としした当該手数料はご返却いたしません。
⑤ 前号の引き落とし時において、未利用口座の残高が未利用口座管理手数料の金額に満たない場合は、当金庫は預金者に通知することなく当該口座残高を当該手数料に充当のうえ、この預金口座を解約できるものとします。
⑥ 前号により解約した口座の再利用はできません。
⑦ 第 3 号にかかわらず、第 1 項で未利用口座と判定した口座が次のいずれかに該当する場合は、第 2 号の通知を発信せず、未利用口座管理手数料のお支払いを免除します。
ア．未利用口座の残高が 10,000 円以上の場合。
イ．未利用口座の取引店と同一店舗において、定期性預金、国債、投資信託、出資等の取引がある場合。
ウ．未利用口座の取引店と同一店舗において、融資取引がある場合。

19.（休眠預金等活用法にかかる最終異動日等）

(1) この預金について、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
① 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
② 将来における預金にかかる債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金にかかる債権の行使が期待される日として次項において定める日
③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
④ この預金が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第 1 項第 2 号において、将来における預金にかかる債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金にかかる債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
① 法令、法令に基づく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払いが停止されたこと　当該支払停止が解除された日
② この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと　当該手続きが終了した日
③ 法令または契約に基づく振り込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）　当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

20.（休眠預金等代替金に関する取り扱い）

(1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの預金にかかる債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
(2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金にかかる休眠預金等代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当

金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。

(3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。

① この預金にかかる休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと。

② この預金にかかる休眠預金等代替金の一部の支払いが行われたこと。

(4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。

① 当金庫がこの預金にかかる休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。

② 前項に基づく取り扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。

21.（規定の変更等）

(1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

なお、第17条にいう預金者の重大な過失または過失となりうるのは、次のような場合が考えられます。

1. 預金者の重大な過失となりうる場合

預金者の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は典型的には以下のとおりです。

(1) 預金者が他人に通帳を渡した場合

(2) 預金者が他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届けを渡した場合

(3) その他預金者に（1）および（2）の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

※ 上記（1）および（2）については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることができないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）などに対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

2. 預金者の過失となりうる場合

預金者の過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。

(1) 通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合

(2) 届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届けを通帳とともに保管していた場合

(3) 印章を通帳とともに保管していた場合

(4) その他本人に（1）から（3）の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以　上

2026年7月1日現在